

青森市障がい福祉計画（第8期計画）の策定について

I 計画策定の基本的な考え方

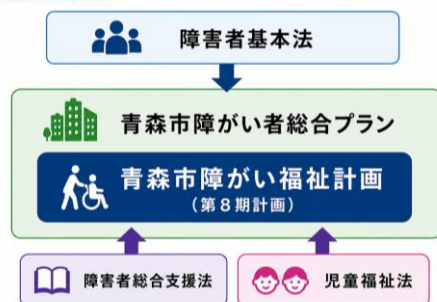
(1) 計画策定の趣旨

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村計画です。
- 第7期計画が令和8年度で終了することから、第8期計画を策定します。
- 国の基本指針に基づき、成果目標及びサービス見込量等を設定します。

(2) 計画期間



(3) 計画の位置付け



(4) 本計画で定める事項



障害者総合支援法第88条（市町村障害福祉計画）

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定相談・計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等



児童福祉法第33条の20（市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における障害児通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等

II 計画の構成

第1章
計画策定の
基本的な考え方

第2章
障がい者数等
の推移

第3章
アンケート調査
・障がいに関するアンケート
・障害福祉サービス等
事業者アンケート

第4章
成果目標

第5章
サービス
見込量等

第7期から第8期への主な変更点（成果目標）

第7期計画（令和6年度～令和8年度）	
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数 6%以上 ・施設入所者数 5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・平均生活日数 ・早期退院率
3	地域生活支援の充実 ・地域生活支援拠点等の整備 ・コーディネーター配置 ・強度行動障害支援体制整備
4	福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行促進 ・就労定着支援
5	障がい児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センター設置 ・インクルージョン推進 ・医療的ケア児支援センター設置
6	相談支援体制の充実・強化等 ・基幹相談支援センター設置 ・協議会による地域基盤整備
—	（該当なし）
8	障害福祉サービス等の質の向上 ・サービスの質向上体制構築

第8期計画（令和9年度～令和11年度）

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行 ・地域移行者数 6%以上 ・施設入所者数 5%以上削減
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・平均生活日数 ・早期退院率 ・心のサポーター数【新規】
3	地域生活支援の充実 ・地域生活支援拠点等の整備 ・コーディネーター配置 ・強度行動障害支援体制【新規・強化】
4	福祉施設から一般就労への移行等 ・一般就労への移行促進 ・就労選択支援【新規】
5	障がい児支援の提供体制の整備等 ・4つの中核機能確保【新規】 ・インクルージョン推進 ・医療的ケア児支援体制強化【新規・強化】
6	相談支援体制の充実・強化等 ・基幹相談支援センター設置 ・協議会による地域基盤整備 ・のぞまないセルフプラン解消【新規】
7	障害福祉人材の確保・定着、生産性向上【新規】 ※都道府県のみ ・人材確保・定着【新規】 ※都道府県のみ ・生産性向上【新規】
8	障害福祉サービス等の質の向上 ・サービスの質向上体制構築

III 第8期で特に重視する事項

- ✓ 地域生活支援拠点等の機能充実
- ✓ 強度行動障害支援の強化
- ✓ のぞまないセルフプランの解消
- ✓ 伴走的相談支援体制の構築
- ✓ 医療的ケア児支援の充実
- ✓ 障害福祉人材の確保・定着
- ✓ 生産性向上・ICT活用



IV 策定スケジュール

令和8年7月	➡ 専門分科会①（策定、アンケート項目の検討）
令和8年8月	➡ アンケート調査実施
令和8年9月	➡ 計画素案作成
令和8年11月	➡ 市長レク・専門分科会②（素案の検討）
令和8年12月	➡ 計画案作成
令和9年1月	➡ 専門分科会③（計画案の検討）
令和9年2月	➡ 市長レク
令和9年3月	➡ 計画策定